

(第1案)
入札公告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和7年2月 日

収支等命令者
佐賀県総務部税政課長 木下 修司

記

1 競争入札に付する事項

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 品名 | 軽四輪自動車（3ドア又は5ドア） |
| (2) 数量 | 入札条件書による |
| (3) 仕様 | 入札条件書による |
| (4) 納入場所 | 県が指定した場所 |
| (5) 契約期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を有すること。
- (2) 佐賀県側との密接な連絡調整を行うことができるものと認められること。（佐賀県内に本支店などの営業拠点を有している場合をいいます。）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6カ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められること。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定

する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (9) (1) の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要事項を記入のうえ令和7年3月3日(月)午後2時までに直接持参して提出すること。

①入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当

TEL:0952-25-7194 E-mail:soumujimu@pref.saga.lg.jp

②申請書様式の入手先

総務事務センター用度・車両担当又は佐賀県ホームページ

(<https://www.pref.saga.lg.jp>)

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、次に掲げる資料等を添付のうえ、**令和6年3月13日(木)午後5時までに**、下記7の担当課に持参又は郵送(郵送の場合は3月13日(木)午後5時までに必着)し、入札参加資格の確認を受けてください。

(1) 営業概要書

(2) 同種業務の履行実績調書

注) 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。また、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。なお、個人情報取扱いについては、「佐賀県個人情報保護方針」に準じて行います。

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和7年3月18日(火)までに通知します。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

下記7のとおりです。

(2) 入札説明会

実施しません。

(3) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和7年3月25日(火)午前10時00分(予定)

イ 場 所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 新館6階 税政課

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 見積もる契約金額の100分の5以上に相当する金額。
(佐賀県財務規則第103条第3項第2号又は第3号に該当する場合免除。)
- イ 契約保証金 当該契約に係る金額の100分の10以上に相当する金額。
(佐賀県財務規則第115条第3項第3号又は第4号に該当する場合免除。)

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
- オ 1人で2以上の入札をした者
- カ 代理人でその資格のない者
- キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の延期又は中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期又は中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき

(5) 落札者の決定方法

- ア 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- イ 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。この場合においては当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち、予定価格の制限の範囲内における価格での入札がない場合）は、直ちに再度入札を行う。
- エ 入札の執行回数は2回を限度とし、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者の

うち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うこととする。
オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなないことがある。

(6) その他

- ① 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがあります。
- ② 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無に関わらず、契約を締結しないことがあります。なお、この場合は原則として改めて公告し、入札を行うものとします。
- ③ 本入札の執行については、地方自治法、地方自治法施行令、佐賀県財務規則の定めるところによります。

7 お問い合わせ先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県総務部税政課 管理・徴収担当

電話：0952-25-7021（直通）

FAX：0952-25-7294

E-mail：zeisei@pref.saga.lg.jp

《注意》

この公告に掲げる入札は、令和7年2月の議会において、当該貸借業務の予算が成立しない場合は中止します。この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。